

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器の一部を改正する件

○厚生労働省告示第三百五十七号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号）第二条第五項及び第六項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（平成十六年厚生労働省告示第二百九十八号）の一部を次の表のように改正する。

令和六年十二月四日

厚生労働大臣 福岡 資麿

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>別表第1 1～1207 (略) <u>1208 心臓・中心循環系用結さつ器</u> <u>1209 抗体活性解析プログラム (遺伝子治療薬適応判定用)</u></p> <p>別表第2 1～2040 (略) <u>2041 アルコール依存症治療補助プログラム</u> <u>2042 注意欠如多動症治療補助プログラム</u></p>	<p>別表第1 1～1207 (略) (新設) (新設)</p> <p>別表第2 1～2040 (略) (新設) (新設)</p>